



環境学習講座「再エネ施設見学と生出散策」

第1章 環境基本計画の概要

今日の環境問題は、従来の公害や自然環境の問題にとどまらず、日常生活や事業活動での負荷による複雑で多岐にわたる問題となり、地球環境を脅かすまでに至っています。

盛岡市は、環境の保全と創造に関する基本理念と、それに基づく新たな環境行政の枠組みを示した「盛岡市環境基本条例」を平成10年4月に施行しました。そしてその基本理念実現を目指すため令和3年3月に「環境基本計画（第三次）」を策定し、その中で具体的な目標や施策を掲げて取り組んでいます。

第1章では、この「環境基本計画」の概要について掲載します。

第1章 環境基本計画の概要

第1節

環境基本計画〔第三次〕の概要について

1 計画策定の目的

環境基本計画は、盛岡市環境基本条例で規定した「健全で恵み豊かな環境を確保し、将来の世代に継承する」「多様な自然環境が有する特性に配慮し、人と自然が共生する」「環境への負荷を低減し、持続的に発展することができる社会を構築するため、自主的かつ積極的に環境の保全を行う」「あらゆる事業活動及び日常活動において、積極的に地球環境の保全を行う」といった基本理念の実現を目指し、環境の保全及び創造の施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、本市のまちづくりの指針を示す「盛岡市総合計画」を環境面において補完するもので、環境行政のマスタープラン*としての役割を持っています。計画の推進に当たっては、目指す将来像の実現に向け、関連する計画と連携を図ることとします。また、具体的な施策の取組に当たっては、各環境分野の個別計画と併せて推進することとします。

3 計画の期間

令和3（2021）年度～令和12（2030）年度

4 めざす将来像・将来像を達成するための考え方、施策の構成

本計画のめざす将来像（スローガン）として、「未来へとみんなが築く、自然と“わ”になるまち“もりおか”」を掲げ、この将来像を実現するための基本的な考え方として（1）持続可能な開発目標（SDGs）*の考え方の活用、（2）環境・経済・社会の総合的向上に向けた取組、（3）本市における地域循環共生圏の創造を掲げています。めざす将来像を実現するため、総合的かつ分野横断的な視点で重点的に取り組む施策を「経済」「地域」「暮らし」をキーワードとして設定し、これまで実施してきた環境分野における施策については継続して推進します。環境分野における施策の体系についてはp.3を参照してください。

5 主体別の環境への配慮行動

めざす将来像を実現し、良好な環境を将来の世代に引き継ぐためには、市が環境施策を推進していくとともに、市民・事業者がそれぞれの立場で、環境問題について正しく理解し、日常生活や事業活動において、これまでの暮らしを見直し、環境のために何ができるか、何をすべきかを考え、自主的かつ積極的に環境への負荷の低減を目指して取り組むことが必要です。このことから、市民・事業者それぞれの環境に配慮した具体的な行動の例を示しています。

6 計画の推進

本計画の実効性を確保するために、市の計画推進体制を整備し、「盛岡市エコオフィスプラン」に基づく率先行動を推進するとともに、事業者・市民の参加を推進します。また、環境に関する年次報告書の作成・公表などの計画の進行管理を行うこととしています。推進体制の仕組みは図1-1のとおりです。

■ 環境分野における施策の体系

施策分野	基本方針	施策の方向
協働・継承	基本方針 1 各主体が協働しながら、持続可能な社会を形成し、継承するまちづくり 	各主体との協働の推進 環境保全活動を担う人材の育成 環境に配慮した行動の促進
気候変動	基本方針 2 気候変動対策を推進しながら形成する、脱炭素社会の実現に向けたまちづくり 	再生可能エネルギー※等の普及促進 エネルギーの効率的な利用の促進 低炭素型のまちづくりの推進 二酸化炭素吸収源の確保 気候変動への適応
循環型社会	基本方針 3 廃棄物の発生を抑制しながら、資源を循環利用する社会の形成 	3Rの推進 廃棄物※の適正処理の推進 不法投棄の防止と環境美化の推進
自然環境	基本方針 4 生物多様性を確保しながら、人と自然が共生できる社会の形成 	森林・農地・水辺の保全 野生動植物の生息・生活環境の保全と人との共 緑や自然とのふれあいの促進
生活環境	基本方針 5 健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境の確保 	安全・安心な生活環境の保全 魅力的な景観の保全・形成

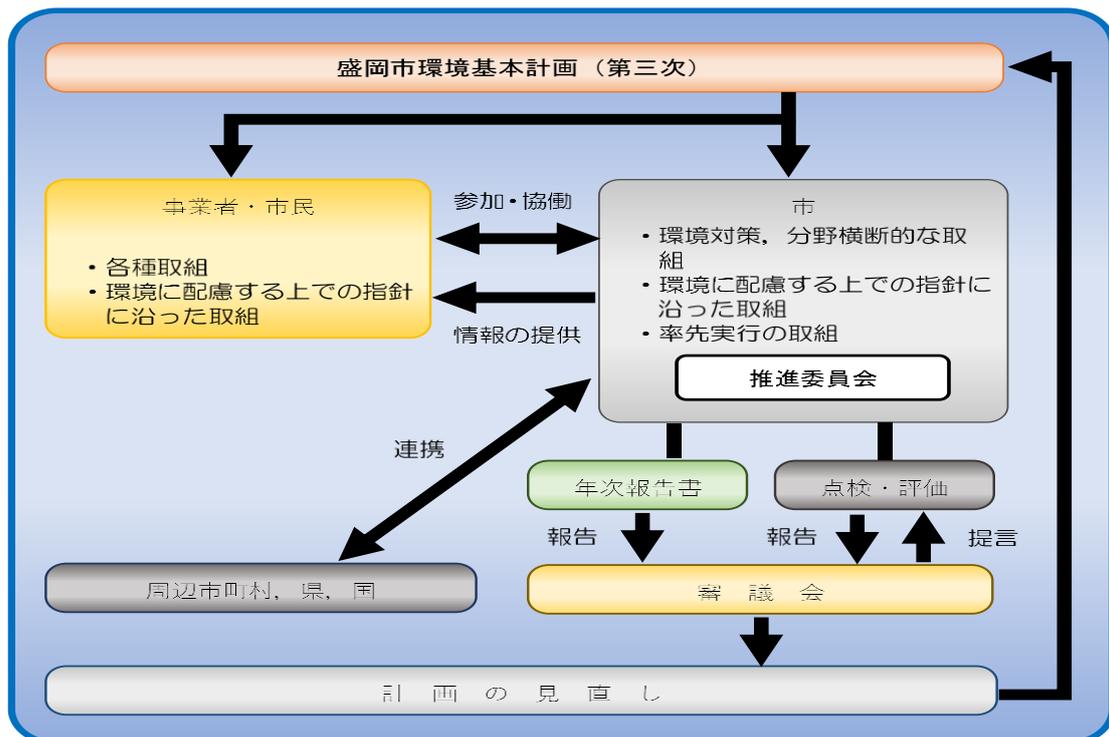


図 1-1 推進体制の仕組み